

第4次嬉野市地域福祉計画策定業務

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、令和9年度末で計画期間満了を迎える「第3次嬉野市地域福祉計画」の新たな計画である「第4次嬉野市地域福祉計画」の策定にあたり、策定業務の受託候補者を公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定する手続きについて必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

第4次嬉野市地域福祉計画策定業務

（2）業務内容

別添「第4次嬉野市地域福祉計画策定業務仕様書」参照

（3）履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

（4）提案上限額

5,696,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、本業務は令和8年度から令和9年度までの継続業務とし、年度ごとに次のとおり支払限度額を設定する。

- ・令和8年度支払限度額（予算計上額） 2,247,000円
- ・令和9年度支払限度額（予算予定額） 3,449,000円

（5）業務担当部課

嬉野市役所 福祉部 地域共生社会推進課

〒843-0392 嬉野市嬉野町下宿乙1185番地

電話：0954-27-7038 Email：chiiki@city.ureshino.lg.jp

担当：地域福祉グループ 井上、田中

3 スケジュール

公募時点において予定しているスケジュールは、以下のとおりである。

期 日	項 目
公募開始	令和8年10月26日（月）
質問書の提出期限	令和8年10月30日（金）15時必着
質問書への回答	令和8年11月2日（月）予定
参加申込書等の提出期限	令和8年11月6日（金）17時必着

参加資格確認結果通知 及び審査会実施通知	令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火） 発送
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 1 1 月 1 8 日（水） 1 7 時必着
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 1 月 2 5 日（水）
審査結果通知及び公表	令和 8 年 1 1 月下旬

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- （２）参加申込書の提出時点において、官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- （３）国税及び地方税に滞納がないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （５）自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- （６）九州管内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有していること。
- （７）過去 5 年間に、地方公共団体の同様業務を誠実に履行した実績があること。
- （８）本業務を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築できること。

5 質問について

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問書（様式 7）を提出すること。

（１）提出方法

電子メール（chiiki@city.ureshino.lg.jp 宛て）

※電子メール以外による質問は、受け付けないものとする。

※件名を「第4次嬉野市地域福祉計画策定業務プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和8年10月30日（金）15時までとする。

(3) 回答方法

令和8年11月2日（月）までに嬉野市ホームページにて公表し、個別には回答しない。なお、回答は、本要領又は仕様書等の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書等の提出について

参加を希望する者は次の書類を提出すること。

(1) 提出書類【各1部】

①参加申込書（様式1）

②会社概要書（様式2）※最新のもの。既存のパンフレット等の使用可。

③業務実施体制（様式3）

④同種業務実績書（様式4）

⑤国税及び地方税の納税証明書（滞納がないことを証明できるもの）

⑥法人登記簿謄本（法人登記事項証明書）

※⑤及び⑥は発行から3か月以内のもの

(2) 提出期限

令和8年11月6日（金）17時必着

(3) 提出先

2（5）に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は市役所開庁日の9～17時の間のみ受け付ける。

※郵送の場合は簡易書留等の配達記録が残るもので送付し、提出期限内に必着のこと。

7 資格確認審査

提出された参加申込書等が不足ないこと及び書類内容から参加資格の有無を確認後、本プロポーザルに参加申し込みをした全事業者に対して、以降の本プロポーザルへの参加の可否を通知する。

8 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類【各8部（正本1部、副本7部）】

①企画提案書提出書（様式5）

②企画提案書（任意様式）

③業務行程表（任意様式）

④見積書（様式6）

※年度及び業務ごとの内訳を記載した内訳書（任意様式）を添付すること。

（2）提出期限

令和8年11月18日（水）17時必着とする。

（3）提出先

2（5）に同じ

（4）提出方法

6（4）に同じ

9 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は、審査の結果に関わらず一切返却しない。

（2）提出された書類は、本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り、必要に応じて複写する場合がある。

（3）関係書類の提出期限後において、追加・修正・変更は認めないものとする。

ただし、審査に必要と認められる場合は、資料の追加提出を求めることがある。

（4）提出された書類については、提出者の承諾なしに他に利用・提供することはない。
ただし、嬉野市情報公開条例（平成26年嬉野市条例第33号）ほか法令の規定に基づき公開する場合は、この限りでない。

10 受託候補者の選定方法等

（1）選考方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容の審査結果により選考する。

（2）評価基準

評価の基準は、別添「第4次嬉野市地域福祉計画策定業務公募型プロポーザル評価基準」のとおりとし、提案内容の具体性及び実現性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。なお、参加者が1者のみの場合も審査を実施する。

（3）プレゼンテーションの実施

日時：令和8年11月25日（水）

場所：嬉野市役所 3階大会議室

時間：準備5分、説明20分、質疑応答15分、片付け5分を予定

※プレゼンテーションの場における追加資料の配布は禁止とする。（パワーポイントの使用は可）

※プロジェクト及びスクリーン、モニター等は、嬉野市のものを用意する。

他の機器（パソコン等）は、各提案者が準備すること。

※詳細な日時や実施時間は、提出書類の提出期限後、別途通知する。

※プレゼンテーションは、提案内容を簡潔に分かりやすく説明すること。

※プレゼンテーションに参加できる者は3名までとする。

(4) 審査結果

審査結果については、すべての企画提案者に文書で個別に通知するとともに、選定した受託候補者については、嬉野市ホームページにて公表する。

なお、審査は非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

1 1 契約に関する基本事項

本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的に実施するものであり、受託候補者の決定をもって、直ちに企画提案書等に記載された内容すべてを承認し、契約を確約するものではない。

したがって、受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成し、随意契約の方法により契約を締結することを基本とするが、当該交渉が不調のときは、審査の採点結果が次いで上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

1 2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 見積額が提案上限額を超える場合
- (3) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合
- (4) 選定の透明性、公平性を害する行為があった場合

1 3 留意点

- (1) 提案は、1参加者につき1つのみとする。
- (2) 参加に関する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (3) 本市から提供する資料以外は、企画提案者が独自で入手すること。
- (4) 公正な審査を妨害するおそれのある、すべての行為を禁止する。
- (5) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。
- (6) 参加申込書を提出した者が、提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式8）を持参又は郵送にて提出すること。